平成２３年（フ）第８１９８号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目９番31号　第１コーポ大喜205号
債務者　山本　　進
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１９９号
大阪市東成区大今里西２丁目16番17号　サンシャインＭＫＭ今里Ⅲ102号
債務者　辻谷　太平
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２２３号
大阪市生野区中川東１丁目９番５号
債務者　金海由紀子こと　金　由紀子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４３号
大阪府八尾市福万寺町南３丁目１番地　向井コーポ
債務者　小田　　茜（旧姓堀之内）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４７号
大阪府四條畷市北出町12番12号
債務者　上加世田裕治
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２５０号
大阪市生野区巽東２丁目17番３―403号
債務者　入江ゆかり
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２７２号
大阪府八尾市上尾町１丁目12番地
債務者　谷口　清美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２７５号
大阪市東淀川区豊新１丁目17番16号　ハイツ旭Ⅱ506号
債務者　土　眞由美（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９１号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―104号
債務者　加藤　文子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９４号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番22―506号
債務者　板垣　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６号
山口県美祢市伊佐町伊佐5394番地４
債務者　菅原　三枝
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２４号
北海道爾志郡乙部町字花磯95番地の１
債務者　澤田　海帆
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第４０号
群馬県沼田市東原新町1483番地11
債務者　三井田益美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
群馬県藤岡市鬼石1090番地９
債務者　久保田智美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４１５号
群馬県安中市磯部１丁目12番33号　ベルメゾンＡ棟201号
債務者　榎本るみ子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８１３号
さいたま市西区三橋６丁目382番地１　こすもす荘302、前住所さいたま市桜区大字上大久保585番地２　ニューマリッチ小池301
債務者　菊地　笑湖
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０２号
埼玉県所沢市大字下安松247番地の14　オータム２―101
債務者　森谷　圭二
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８３８号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目１番27号　Yコーポ102、前住所埼玉県ふじみ野市大原１丁目６番23号　メゾン沢田201
債務者　榎本　秀子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部